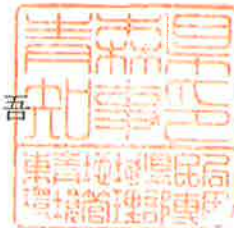


産業廃棄物収集運搬業許可証

北海道札幌市中央区北七条西十五丁目28番地11
株式会社丸升増田本店
代表取締役 内山 恭子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 平成30年7月9日

許可の有効年月日 令和5年6月3日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無
無し

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鉋さい がれき類 ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年6月4日 新規許可
平成24年1月23日 書換え
平成25年6月4日 更新許可
平成30年7月9日 更新許可
令和元年10月1日 代表者を「内山 謙士郎」から「内山 恭子」に変更し、書換え

5. 積替え許可の有無

無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)